

【公表用】令和4年度 第2回 福岡市病院事業運営審議会 議事録

日時

令和5年3月10日（月）14:00～15:00

場所

TKP ガーデンシティ天神 M-1

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 医療機能部会からの報告
 - (2) 今後の審議の進め方について

議事録

- 1 開会

【事務局】

令和4年度第2回福岡市病院事業運営審議会の開催にあたり、委員総数13名のうち10名の出席があり、病院事業運営審議会規則第7条第3項の規定により会議が成立することを報告。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本審議会は公開となる旨を報告。

- 2 議事

- (1)医療機能部会からの報告

【会長】

議事1「医療機能部会からの報告」について、同部会の部会長であった私から報告をさせていただきます。

はじめに、部会の委員について、前回の審議会で経営面からも検討を行うべきとの意見があったため、医療経営に関する学識経験者を加えた。

部会では、市内の医療環境や市民病院の現状、また、国のガイドラインの改訂や医療法の改正など、公立病院を取り巻く環境の変化も踏まえ、市民病院の役割・医療機能について検討を行った。

次に、役割については、民間医療機関では困難な、または十分に実施されない「感染症医療」「災害医療」といった公立病院として期待される、いわゆる不採算医療の提供をはじめ「高度救急医療」「高度専門医療」の提供体制の維持・確保や「地域医療への貢献と医療連携の推進」に取り組むこととしている。

その役割を果たすために必要な医療機能について、現在、市民病院が提供している医療が適しているかも含めて検討し、報告書では、現在の医療提供体制を維持することに加え、平時における不採算医療の維持や未知の感染症、また大規模な災害の発生などに対応するため医療機能の強化や新たな取組みについてとりまとめた。

なお、これらの医療機能の強化や新たな取組みを行っていくためには、現在の 204 床という病院規模では厳しく、地域医療構想などを踏まえる必要があるが、増床や増員、施設・設備の拡充の検討が必要であるとしている。

また、市民病院の運営については、感染症の発生など想定外の非常時に、市と一体となった迅速、適切、機動的な対応が可能となることなどから、市民病院は地方独立行政法人による市の直営で運営することが適当としている。

報告書の詳しい内容については、事務局から説明を求める。

【事務局】

<資料 2（医療機能部会「報告書」概要）の説明>

【会長】

ただいまの説明について、ご意見やご質問をいただきたい。

【委員】

非常にわかりやすく的確にまとめていただいている。その中で、平時における感染症医療などの不採算医療を維持するためには、経営を成り立たせる診療科目も必要となるという結論に至っているが、こういったものを想定しているのか。高度専門医療や特に重点的に考えているものがあるのか。

【事務局】

高度専門医療のがん、脳卒中、心血管疾患、脊椎などを想定している。

【委員】

今の老朽化した施設の更新の問題もある中、新興感染症や災害医療に対応するためには、施設の広さ等も確保する必要あるのではないかと思う。

ただ、福岡糸島圏域は病床過剰地域であり、病床を増やすといってもある程度限界があることから、そのバランスが非常に難しいが、そういったものを踏まえながらも報告書を取りまとめている。

また、市民病院を移転、建替などする場合は、東区、博多区、糟屋といった東部地域の高度医療や専門医療などをしっかり支えている現状を踏まえた上で、その維持・確保も図らなければならないということを再度確認させていただいた。

【委員】

人材育成・確保について、報告書によくわかる形でまとめていただいている。

新型コロナの影響で実習が中止、あるいは期間を短縮するというような状況がある中、市民病院は実習を受け入れるために、いろいろな工夫をしていただいた。このような状況であるからこそ、現場で実習をさせていただくことの意義が非常に大きいと感じており、今後も新たな感染症や非常事態が起こった際、その教育・人材育成を担える病院が必要ではないかと思う。

【委員】

よくまとまっている。

【委員】

地域医療支援病院の承認の状況はどうなっているのか。

【事務局】

報告書の 6 ページに記載している。

【委員】

市内に不足する医療への新たな対応とはどのようなことを考えているのか。

【事務局】

今後、市内の医療環境や病院を取り巻く環境が変わることが想定されるので、それに柔軟に対応することを考えている。

【委員】

平時における感染症医療などの不採算医療を維持するために経営を成り立たせる診療科目も必要であり、経営面も非常に大事になってくると思うが、現在 204 床という規模を増床した場合、他の民間病院に対する経営の圧迫などのバランスをどのようにとっていくのか考え方を教えてほしい。

【事務局】

一般的な話であるが、増床する場合は、県の医療構想調整会議に諮り調整することになる。

【委員】

そこでの調整が非常に大事になってくるため、よろしく願いたい。

【委員】

医師の働き方改革で、令和 6 年度から時間外労働規制が医師にも原則として適用され、今後、医師不足に直面するということであるが、対策をどのようにとっていくのか。

【事務局】

基本的に、各病院にて医師の確保の取組が必要となると思うが、病院の医療スタッフの中で業務の役割分担の見直しなどを行ったり、宿日直許可の申請などが一般的に考えられている。

【委員】

市内に不足する医療への新たな対応について、来年の 4 月から医師の働き方改革が厳密に運用されることになり、医師の労働環境の関係から、今まで救急に対応していた比較的小さい民間病院が対応できなくなる可能性がある。

そのため、救急患者が公的病院に集中する可能性もあり、それに対して公的病院は取組む必要がある。

【委員】

当該病院の収入をもって充てることが適当でない経費など、いわゆる不採算医療については、国の基準に基づき、市の一般会計から繰り出されており、このようなことができるのは公立病院であることが1つ重要なポイントとしてあると思う。

そして、取り巻く環境の変化では、やはり新興感染症への対応というのが、これからの医療を考える上では、欠くべからざる事項であり、これらを踏まえ市民病院がどのような役割を果たすべきかが書かれている。

なお、市の直営で運営することにより「新興感染症の発生などの想定外の非常時に民間での運用では困難な市と一体となった、迅速、適切、機動的な対策、判断が可能となる」ことが重要である。

最後に、新型コロナを超えるような未知の感染症の急速な拡大に対応する感染症医療、あるいは多くの患者に対応できる専用の場所や設備を要する災害医療の提供、こういった新たな取組みのためには、今の病院規模では厳しいのではないかと思います。

【委員】

これまで第二種感染症指定医療機関の重要性が認識されていなかったが、今回の新型コロナでは、市民病院が重要かつ中心的な役割を果たしてきたため、今回の病院機能の見直しでも、感染症にフォーカスしたディスカッションになったと思う。

実際にはいろいろなことが起こりうるため、のりしろが必要であり、災害医療にも対応できるよう、市民病院は公的病院として力をもっておいってもらわないといけない。その意味で、ある程度規模を大きくもっておこうということで落ち着いたと考えている。

経済性を追求し、医師の働き方改革にも対応するなど、大変だろうと思うが、やらなければならない病院だろうと感じている。

【会長】

他にご意見やご質問はないか。

<意見なし>

特に意見がないようなので、質疑・応答は以上で終了したい。

(2) 今後の審議の進め方について

【会長】

議事2「今後の審議の進め方について」事務局から説明を求める。

【事務局】

<資料3（諮問「福岡市民病院のあり方について」の今後の審議の進め方について（案））の説明>

【会長】

ただいまの説明について、ご意見やご質問をいただきたい。

<意見なし>

特に意見がないようなので、質疑・応答は以上で終了させていただく。

閉会